

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（人材育成課）	64
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	65
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定.....（農業施設管理課）	65
○特定農業用ため池の指定.....（農業施設管理課）	65
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	67
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	67
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	67

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（3件）.....	73
--------------------------	----

道立病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	77
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	78
○特定調達契約に係る入札の公告.....	78

告 示

北海道告示第581号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年8月30日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータ	21台
(2) 大判プリンタ	1台
(3) フルカラー複合機	1台
(4) 液晶プロジェクタ	1台
(5) HUB	1台
(6) マシニング用シミュレーションソフト	5ライセンス

- 落札を決定した日
令和元年8月22日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 有限会社アクセス
(2) 住 所 旭川市豊岡7条4丁目4番17号

4 落札金額

7,776,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年7月26日付け北海道告示第507号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道経済部労働政策局人材育成課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第582号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年8月30日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータ	21台
(2) 液晶ディスプレイ	31台
(3) 液晶プロジェクター	1台
(4) モバイルスクリーン	1台
(5) ホワイトボード	1台
(6) セキュリティソフト	21式

2 落札を決定した日

令和元年8月22日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 杉下機械商事株式会社
- (2) 住 所 札幌市白石区本通5丁目南3番11号

4 落札金額

7,344,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年 7 月 26 日付け北海道告示第 506 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道経済部労働政策局人材育成課

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 583 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和元年 8 月 20 日、知
内土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 8 月 30 日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道告示第 584 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の
規定により、江部乙土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更
の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年 9 月 2 日から 20 日間、一
般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 30 日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道告示第 585 号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項の規定に
より、次のとおり特定農業用ため池を指定した。

令和元年 8 月 30 日

北海道知事 鈴木 直 道

特定農業用ため池の名称	所	在	地	指定年月日
宝 池 ダ ム	岩見沢市宝水町 425 番 1 地先			令和元. 8.22
三の沢上志文第 1 ダム	同	上志文町 618 番		同
三の沢上志文第 2 ダム	同	上志文町 638 番地先		同
一 の 沢 ダ ム	同	栗沢町茂世丑 159 番 2		同
二 の 沢 ダ ム	同	栗沢町茂世丑 1476 番 2 地先		同
千 代 谷 ダ ム	同	栗沢町上幌 920 番地先		同
金 志 溜 池	同	志文町 1081 番地先		同
一 の 沢 溜 池	同	宝水町 537 番地先		同

加茂川五の沢川貯水池	同	栗沢町加茂川 319 番地	同
三 の 沢 貯 水 池	同	栗沢町茂世丑 1209 番地 1	同
東 利 根 別 貯 水 池	同	東山町 594 番地	同
高 橋 溜 池	同	宝水町 438 番 1 地先	同
九 号 貯 水 池	同	上志文町 1567 番地先	同
3 号 溜 池	同	美唄市字峰延 2435 番 5 地先	同
光 珠 内 溜 池	同	字光珠内 1798 番地先	同
2 号 溜 池	同	字峰延 2904 番 3 地先	同
聖 化 溜 池	同	字サンクワ美唄 2552 番 2	同
6 号 溜 池	同	光珠内町東山	同
ヌ ッ パ の 沢 ダ ム	同	三笠市柏町 936 番地先	同
前 田 の 沢 ダ ム	同	大里 334 番地 3 地先	同
小 野 の 沢 ダ ム	同	大里 339 番地	同
共 同 の 沢 溜 池	同	大里 263 番地 1	同
旭 沢 第 1 号 貯 水 池	同	滝川市江部乙町 4045 番地 2	同
旭 沢 第 2 号 貯 水 池	同	江部乙町 3936 番地 2	同
江 部 乙 第 4 号 貯 水 池	同	江部乙町 4392 番地	同
江 部 乙 第 3 号 貯 水 池	同	江部乙町 3948 番地 2	同
東 山 貯 水 池	同	深川市多度志南 65 番地	同
古 山 貯 水 池	同	夕張郡由仁町古山 440 番地	同
熊 本 貯 水 池	同	由仁町古山 1323 番地 1	同
継 立 溜 池	同	栗山町字継立 158 番地	同
花 山 ダ ム	同	樺戸郡月形町 1011 番地 22	同
岩 村 貯 水 池	同	浦臼町字晩生内 571 番地 21	同
晩 東 貯 水 池	同	浦臼町字晩生内 375 番地 2	同
日 進 甲 号 貯 水 池	同	新十津川町字花月 154 番地 2 地先	同
福 井 谷 貯 水 池	同	新十津川町字大和 278 番 9	同
原 の 沢 た め 池	同	新十津川町字総進 154 番地	同
福 井 池	同	雨竜郡雨竜町字尾白利加 218 番地の 15	同
竜 ケ 池	同	雨竜町字尾白利加 203 番地の 87	同
伊 藤 池	同	雨竜町字尾白利加 186 番地の 17	同
三 の 沢 ダ ム	同	北竜町字美馬牛空知森林管理署北空知支署 470 ハ林小班	同
五 の 沢 ダ ム	同	北竜町字美葉牛 60 番地	同
菊 恵 ダ ム	同	北竜町字岩村 52 番地 1	同
一 の 沢 ダ ム	同	北竜町字岩村 233 番地	同

大 枝 沢 貯 水 池	同	沼田町字更新388番地	同	林 田 の 沢 貯 水 池	同	安平町追分旭817番地 2 地先	同
松 川 貯 水 池	江別市	西野幌国有林札幌事業37林班ロ小班	同	生 田 貯 水 池	同	むかわ町生田755番地	同
越 後 沢 た め 池	石狩市	厚田区望来708番84	同	豊 郷 ダ ム	沙流郡	日高町字豊郷279番122	同
五 の 沢 貯 水 池	同	八幡町字高岡五の沢104番 2	同	久 遠 た め 池	日高郡	新ひだか町三石川上428番 2	同
茂 平 沢 第 一 貯 水 池	石狩郡	当別町字茂平沢2910番116	同	シ ュ ム ロ た め 池	同	新ひだか町三石本桐570番23	同
弁 ケ 別 B ダ ム	同	当別町字弁華別国有林318林班ニ小班	同	蓬 栄 た め 池	同	新ひだか町三石蓬栄198番 4	同
赤 間 の 沢 貯 水 池	同	当別町字中小屋2915番 1	同	う ぐ い 川 ダ ム	檜山郡	江差町字鯨川町1002番地	同
茂 平 沢 第 三 貯 水 池	同	当別町字茂平沢2910番164	同	下 小 黒 部 貯 水 池	同	江差町字朝日町331番地	同
弁 ケ 別 A ダ ム	同	当別町字弁華別国有林318林班ロ小班	同	逆 川 貯 水 池	同	江差町字鯨川町1125番地	同
大 沢 の 溜 池	同	当別町字高岡3198番129	同	沢 田 溜 池	同	江差町字鯨川町1048番地	同
石 綿 第 1 貯 水 池	同	当別町字中小屋2910番121	同	井 ノ 口 沢 溜 池	同	江差町字小黒部町1010番地	同
奈 良 第 1 貯 水 池	同	当別町字樺戸通1282番 5	同	上 里 貯 水 池	同	厚沢部町字上里493番地先	同
奈 良 第 2 貯 水 池	同	当別町字樺戸通1282番22	同	万 九 郎 沢 貯 水 池	同	厚沢部町字富栄480番地先	同
宅 地 沢 第 1 貯 水 池	同	当別町字中小屋987番 3	同	滝 の 沢 貯 水 池	同	厚沢部町字富栄539番地先	同
宅 地 沢 第 2 貯 水 池	同	当別町字中小屋4795番 7	同	清 水 溜 池	瀬棚郡	今金町字白石156番地の 236	同
宅 地 沢 第 3 貯 水 池	同	当別町字中小屋4795番 5	同	岡 林 溜 池	同	今金町字田代514番地の 1	同
中 新 第 2 貯 水 池	同	当別町字中小屋2103番 3	同	日 置 第 1 溜 池	同	今金町字金原17番地	同
中 新 第 5 貯 水 池	同	当別町字中小屋2257番	同	末 藤 た め 池	同	今金町字田代329番地の 11	同
田 の 沢 貯 水 池	同	当別町字上当別2920番 6	同	第 3 助 石 沢 川 た め 池	久遠郡	せたな町瀬棚区共和108番地	同
北 本 貯 水 池	同	当別町字高岡1817番 7	同	西 丹 羽 第 一 溜 池	同	せたな町北檜山区西丹羽582番地の 1	同
石 綿 の 沢 第 2 貯 水 池	同	当別町字中小屋2471番 3	同	西 丹 羽 第 二 溜 池	同	せたな町北檜山区西丹羽570番地の 3	同
中 新 第 3 貯 水 池	同	当別町字中小屋2413番 3	同	下 南 部 貯 水 池	旭川市	東旭川町米原264番 1 地先	同
中 新 第 4 貯 水 池	同	当別町字中小屋2039番 6	同	東 桜 岡 第 2 貯 水 池	同	東旭川町東桜岡247番 1	同
中 新 第 4 - 1 貯 水 池	同	当別町字中小屋2468番 3	同	甲 子 貯 水 池	士別市	朝日町三股国有林188林班イ小班	同
山 沢 川 貯 水 池	同	当別町字中小屋2339番 4	同	武 徳 貯 水 池	同	武徳町43線東12号726番93	同
温泉の沢第 2 貯 水 池	同	当別町字中小屋3260番 1	同	中 の 沢 貯 水 池	同	西士別町1287番138地先	同
温 泉 の 沢 貯 水 池	同	当別町字中小屋2910番115	同	仲 線 貯 水 池	同	温根別町7356番	同
水 松 沢 ダ ム	岩内郡	共和町字幌似352番地	同	北 静 川 貯 水 池	同	温根別町1706の 226 番地先	同
長 沼 貯 水 池	同	共和町前田国有林452林班イ小班	同	川 南 貯 水 池	同	上士別町字川南6389番地先	同
軽 舞 第 2 貯 水 池	勇払郡	厚真町字軽舞10番地	同	ポ ン の 沢 貯 水 池	同	西士別町1287番69地先	同
軽 舞 第 1 貯 水 池	同	厚真町字軽舞65番地	同	丸 三 貯 水 池	同	多寄町1100 - 48 番地地先	同
春 辺 沢 貯 水 池	同	安平町早来瑞穂476番地 2	同	忠 烈 布 貯 水 池	名寄市	風連町字池の上1734番 2 地先	同
明 春 辺 貯 水 池	同	安平町追分春日78番地	同	西 風 連 ダ ム	同	風連町字西風連1933番地	同
石 橋 の 沢 貯 水 池	同	安平町追分旭811番地先	同	東 神 楽 游 水 池	上川郡	東神楽町26号498番580	同
新 生 川 貯 水 池	同	安平町追分豊栄693番地先	同	ラ ン ル 溜 池	同	比布町北16線14号2593 - 3 番地先	同

中 愛 別 ダ ム 同	愛別町字中央784番地先	同
東 川 第 1 游 水 池 同	東川町東8号北2番地	同
水 沢 ダ ム 同	美瑛町字平和4032番地先	同
西 和 貯 水 池 同	和寒町字西和633番地先	同
桜 岡 貯 水 池 同	剣淵町東町5254番地先	同
刈 分 溜 池 同	剣淵町東町5728番	同
矢 文 沢 貯 水 池 同	下川町上名寄3408番地	同
下 幌 加 内 ダ ム 貯 水 池	雨竜郡幌加内町字下幌加内4673番1	同
寧 楽 た め 池	留萌郡小平町字寧楽472番地1	同
田 代 た め 池 同	小平町字鬼鹿田代662番地	同
八 線 沢 溜 池	苫前郡苫前町字長島671番地2	同
六 線 沢 た め 池 同	初山別村字有明791番地4	同

北海道告示第586号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年8月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第587号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年8月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭小橋内町2（Ⅰ－3－87－1727）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市小橋内町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町2丁目3（Ⅱ－3－105－1278）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市母恋南町2丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町1丁目3（Ⅱ－3－102－1275）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市母恋北町1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
祝津町1丁目の沢川（Ⅰ－33－0900）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市祝津町2丁目、港南町1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
トモエ川（Ⅰ－33－0910）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市祝津町2丁目、祝津町3丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭白鳥台1丁目1 (I-3-304-1944)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市白鳥台1丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭崎守町1 (I-3-305-1945)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市崎守町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭崎守町2 (I-3-306-1946)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市崎守町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭崎守町3 (I-3-307-1947)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市崎守町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 室蘭崎守町4 (II-3-141-1314)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市崎守町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭石川町1 (II-3-142-1315)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市石川町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭石川町5 (II-3-144-1317)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市石川町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭白鳥台2丁目 (III-3-38-516)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市白鳥台2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭崎守町5 (III-3-39-517)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市崎守町 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭崎守町6（Ⅲ－3－40－518） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市崎守町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭崎守町7（Ⅲ－3－41－519） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市崎守町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭石川町3（Ⅲ－3－42－520） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市石川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭絵鞆町2丁目1（Ⅰ－3－67－1707） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市絵鞆町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町3丁目1（Ⅰ－3－68－1708） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町3丁目、祝津町4丁目、絵鞆町1丁目、絵鞆町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町2丁目3（Ⅰ－3－70－1710） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町2丁目5（Ⅰ－3－71－1711） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目8（Ⅰ－3－82－1722） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	--

室蘭港南町2丁目9（Ⅰ－3－83－1723） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町1丁目、港南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町2丁目1（Ⅰ－3－86－1726） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町1丁目、小橋内町2丁目、港南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町2丁目3（Ⅰ－3－90－1730） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町2丁目、増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町2丁目4（Ⅰ－3－91－1731） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭増市町2丁目1（Ⅰ－3－93－1733） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町2丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭清水町1丁目（Ⅰ－3－113－1753） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市清水町1丁目、小橋内町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町1丁目（Ⅰ－3－526－3084） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町2丁目2（Ⅱ－3－82－1255） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭祝津町2丁目4（Ⅱ－3－83－1256） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市祝津町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	---

次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町2丁目2（Ⅱ－3－86－1259） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町2丁目、増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭増市町1丁目3（Ⅱ－3－87－1260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町3丁目5（Ⅱ－3－106－1279） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭絵鞆町2丁目2（Ⅲ－3－30－508） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市絵鞆町2丁目、祝津町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町3丁目6（Ⅲ－3－31－509）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋北町1丁目1（Ⅰ－3－145－1785） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋北町1丁目、母恋南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目2（Ⅰ－3－163－1803） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目3（Ⅰ－3－164－1804） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町2丁目4（Ⅰ－3－179－1819） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町2丁目、母恋北町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町1丁目1 (I-3-84-1724) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町1丁目、築地町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町1丁目4 (I-3-88-1728) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町1丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭小橋内町1丁目2 (II-3-85-1258) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市小橋内町1丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭清水町2丁目4 (I-3-117-1757) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市清水町2丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭幸町 (I-3-123-1763) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市幸町、本町1丁目、常盤町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭栄町 (I-3-124-1764) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市栄町1丁目、本町1丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭常磐町4 (II-3-88-1261) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市常磐町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭栄町1丁目 (II-3-89-1262) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市栄町1丁目、舟見町1丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭日の出町3丁目2 (I-3-228-1868) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

室蘭市日の出町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市日の出町3丁目3（I-3-229-1869） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市日の出町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭市日の出町3丁目1（I-3-533-3091） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市日の出町3丁目、寿町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	価) イ 調達予定数量 2台分 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 令和2年2月1日から令和7年1月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和元年8月30日（金）から同年10月9日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第6号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和元年8月30日 北海道空知総合振興局長 青木 誠 雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 防災対応用パソコンの賃貸借 一式（1月当たりの単	

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 令和元年10月16日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月15日（火）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量
- (ア) ノート型パーソナルコンピューター 11台
- (イ) デスクトップ型パーソナルコンピューター 1台
- イ 予定時期 令和元年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
- 令和元年7月16日付け北海道空知総合振興局告示第2号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当た

りの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

ウ 電話番号 011-561-0383

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 2 sets
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 16, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than October 15, 2019)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道オホーツク総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年8月30日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 防滑材（碎石）バラ積み（網走市）（1トン当たりの単価）	1,020トン
イ 防滑材（碎石）バラ積み（美幌町及び津別町）（1トン当たりの単価）	930トン
ウ 防滑材（碎石）バラ積み（北見出張所管内）（1トン当たりの単価）	1,690トン
エ 防滑材（焼き碎石）バラ積み（紋別出張所管内）（1トン当たりの単価）	270トン
オ 防滑材（焼き碎石）バラ積み（斜里出張所管内）（1トン当たりの単価）	230トン
カ 防滑材（焼き碎石）バラ積み（遠軽出張所管内）（1トン当たりの単価）	380トン
キ 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価）	211,000キログラム
ク 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム・塩化マグネシウム混合物）（1キログラム当たりの単価）	507,000キログラム

アからクまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和元年10月31日から令和2年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、購入仕様書に記載の規格・品質等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年8月30日（金）から同年10月2日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和元年10月11日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月10日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/>）

index.htm)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0708

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a The materials which stop sliding (Crushed stone) singly heaping	1,020 t
b The materials which stop sliding (Crushed stone) singly heaping	930 t
c The materials which stop sliding (Crushed stone) singly heaping	1,690 t
d The materials which stop sliding (Fried Crushed stone) singly heaping	270 t
e The materials which stop sliding (Fried Crushed stone) singly heaping	230 t
f The materials which stop sliding (Fried Crushed stone) singly heaping	380 t
g Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	211,000 kg
h Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesium chloride mixture)	507,000 kg

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 11, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than October 10, 2019)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan
Phone : 0152-41-0708

北海道十勝総合振興局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年8月30日

北海道十勝総合振興局長 三 井 真

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 令和元年12月20日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年8月30日（金）から同年9月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道十勝総合振興局総務課需品係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎地下会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係） (2) 入札日時 令和元年10月3日（木）午前11時（送付による場合は、同月2日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和元年5月14日付け北海道十勝総合振興局告示第1号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道十勝総合振興局総務課のホームページ（http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係	(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 (3) 電話番号 0155-27-8508 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 3, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 2, 2019) C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508 <tr> <td colspan="2">道立病院告示</td></tr> 北海道立子ども総合医療・療育センター告示第51号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年8月30日 北海道立子ども総合医療・療育センター長 續 晶子 1 落札に係る物品等の名称及び数量 手術ナビゲーションシステム 一式 2 落札を決定した日 令和元年8月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社竹山 (2) 住所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5 4 落札金額 31,860,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年6月28日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第39号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6 <tr> <td colspan="2">道教育庁教育局告示</td></tr>	道立病院告示		道教育庁教育局告示	
道立病院告示					
道教育庁教育局告示					

北海道教育庁石狩教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年8月30日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア(ア) 落札に係る物品等の名称 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借
(北海道野幌高等学校) 一式 (1月当たりの単価)

(イ) 調達予定数量 42台分

イ(ア) 落札に係る物品等の名称 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借
(北海道星置養護学校) 一式 (1月当たりの単価)

(イ) 調達予定数量 7台分

(2) 落札を決定した日

令和元年7月25日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社JECC

イ 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

(4) 落札金額

ア 196,240円

イ 37,180円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

令和元年6月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第9号

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年8月30日

北海道教育庁オホーツク教育局長 伊 賀 治 康

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア A重油その1（網走地区）（1リットル当たりの単価） 93,999リットル

イ A重油その2（美幌地区）（1リットル当たりの単価） 96,312リットル

ウ A重油その3（斜里地区）（1リットル当たりの単価） 51,000リットル

エ A重油その4（北見地区①）（1リットル当たりの単価） 49,666リットル

オ A重油その5（北見地区②）（1リットル当たりの単価） 55,000リットル

カ A重油その6（北見地区③）（1リットル当たりの単価） 95,666リットル

キ A重油その7（北見地区④）（1リットル当たりの単価） 55,000リットル

ク A重油その8（訓子府地区）（1リットル当たりの単価） 82,552リットル

ケ A重油その9（紋別地区）（1リットル当たりの単価） 59,000リットル

コ A重油その10（興部地区）（1リットル当たりの単価） 48,333リットル

サ A重油その11（遠軽地区）（1リットル当たりの単価） 103,333リットル

シ A重油その12（佐呂間地区）（1リットル当たりの単価） 51,999リットル

アからシまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格1種2号

(3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和2年5月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出のうち、重油について届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和元年8月30日（金）から同年9月26日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階講堂
(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時
ア 1の(1)アからウまで 令和元年10月10日(木)午前10時
イ 1の(1)エからクまで 令和元年10月9日(水)午後3時30分
ウ 1の(1)ケからシまで 令和元年10月10日(木)午後1時30分
アからウまでについて、送付による場合は、同月8日(火)午後5時までに必着とする。
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月17日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第30号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ
(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------|
| a | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 93,999 liter |
| b | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 96,312 liter |
| c | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 51,000 liter |
| d | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 49,666 liter |
| e | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 55,000 liter |
| f | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 95,666 liter |
| g | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 55,000 liter |
| h | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 82,552 liter |
| i | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 59,000 liter |
| j | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 48,333 liter |
| k | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 103,333 liter |
| l | Fuel oil A (JIS class 1, No.2) | 51,999 liter |

B Bid tendering date and time :

- a, b, c 10:00 A.M., October 10, 2019
- d, e, f, g, h 3:30 P.M., October 9, 2019
- i, j, k, l 1:30 P.M., October 10, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., October 8, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan Phone : 0152-41-0785

正 誤

○令和元年8月6日(本号第27号)

北海道教育庁石狩教育局告示第15号(特定調達契約に係る入札の公告)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
9	右	6から11まで

誤 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

正 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（1月当たりの単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1月当たりの単価）を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5872

○令和元年8月6日（本号第27号）

北海道教育庁日高教育局告示第24号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

10 右 30から35まで

誤 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
(3) 電 話 番 号 0146-22-9485

正 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（1月当たりの単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1月当たりの単価）を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
ウ 電 話 番 号 0146-22-9485